

令和5年6月7日

まちづくり委員会資料

所管事務報告

「川崎市公共建築物等における木材の利用促進に関する方針」の改正に伴うパブリックコメントの実施結果について

資料1 「川崎市公共建築物等における木材の利用促進に関する方針」の改正について

資料2 「川崎市公共建築物等における木材の利用促進に関する方針」の改正（案）の策定に関するパブリックコメント結果と主な変更について

資料3 川崎市建築物等における木材の利用促進に関する方針

参考資料 新旧対照表

まちづくり局

1. 木材利用を取り巻く動向

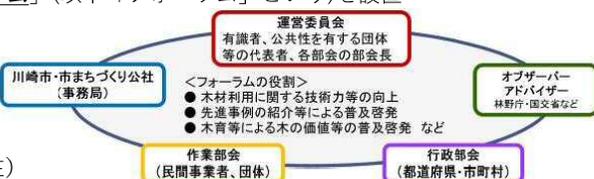
- 森林は国土保全や水源涵養、地球温暖化の防止など重要な役割を担っていることから、木材利用を促進するため、平成22年に公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（以下「法」という）が施行された。
- 法施行以降も、国は平成27年のパリ協定の合意や、令和2年の「2050年カーボンニュートラル」の宣言など、温暖化対策に向けた取組を加速している。
- こうしたことを背景に、炭素を長期間固定でき、省エネ資材でもある木材の利用拡大を目的に、法を「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に改正し、令和3年10月に施行された。
- 法では、木材利用促進の対象を公共建築物としていましたが、改正後は民間建築物を含めた建築物全般について木材利用促進の対象とされた。

2. 川崎市公共建築物等における木材の利用促進に関する方針(平成26年10月)

- 本市では、法に基づき、地球温暖化対策や市民への快適な生活空間づくり、循環型社会の形成などを目的として国産木材の利用促進に向けた取組を進めるため、「川崎市公共建築物等における木材の利用促進に関する方針」（以下「木材利用方針」という）を平成26年に策定
- 木材利用方針の対象は公共建築物とし、公共建築物での木材利用を率先して拡大することで、民間事業者の木材利用もけん引
- 木材利用方針では、木材利用を促進すべき公共建築物等の範囲や、木材利用の目標値を設定（学校：0.01m³/㎡ 社会福祉施設・庁舎：0.008m³/㎡ その他：0.005m³/㎡）

3. 川崎市の木材利用促進の取組

- (H26) 木材利用方針を策定。都市部では珍しい木材利用の目標値を設定
- (H26) 宮崎県と包括連携協定締結。木材だけでなく産業・人の連携を明記
- (H27) 「川崎市木材利用促進フォーラム」(以下「フォーラム」という)を設置
 - ・ 有識者や公益団体、民間事業者、行政団体など、木材利用に関わる様々なサプライヤーの情報共有やビジネスマッチングの場として設置
 - ・ 会員数は150団体（R5.5月現在）
- (H30) 市長から九都県市首脳会議で木材利用促進を提案し、継続して情報共有を行うこと等を令和元年度の首脳会議に報告
- (R元) 本市がSDGs未来都市に選定され、施策の一つとして木材利用を位置付け
- (R2) 九都県市首脳会議を踏まえ、行政間の情報共有の場としてフォーラム内に行政部会を設置 会員数は28団体（R5.5月現在）
- (R2) かわさきカーボンゼロチャレンジ2050を策定し、木材の積極的な利用を位置付け
- (R4) 川崎市地球温暖化対策推進基本計画を改定し、施策に国産木材の利用促進を位置付け



≪ 具体の取組事例 ≫

- ・ 施設の課題解決とあわせた公共施設木質化リノベーションを実施
- ・ 民間建築物の木質化を支援する川崎市木材利用促進事業補助金制度の実施
- ・ 「優しい木のひろば」など木材利用イベントの実施

4. 木材利用方針の改正概要

【令和5年4月改正】

- ・ 法改正により木材利用促進の対象が民間建築物にも拡大したことから、民間建築物における基本的事項を新たに位置づけ、民間建築物に対する市の取り組み姿勢を対外的に示し、より一層の普及につなげる
- ・ 木材利用方針に追加する民間建築物においても情報提供や普及啓発等、市が取り組む内容を定め、木材利用の促進を図る
- ・ 法改正に伴う木材利用方針の名称改正（「川崎市建築物等における木材の利用促進に関する方針」）や条ずれ等の所要の整備

5. 木材利用促進の今後の主な取組

公共建築物への 木材利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設管理者の課題解決とともに市民が木に触れる機会を創出するため、既存施設を木質化（R元：中原区役所、R2：麻生区役所、R3：ナノビック R4：向丘出張所、R5：調整中） ● 小学校や保育園の木質化・木造化を実施（H30：小杉小学校、R2：生田保育園 R5：新作小学校増築竣工予定） 	<p>[R4] 向丘出張所</p>
民間建築物への 木材利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ● フォーラムの活性化に向けた取組 ● PR性の高い木質空間への改修を支援（R元～4ヶ年で13件補助実施） ● 市内企業向けウェブセミナーを実施（R2～） ● 設計士等の技術力向上や企業間交流を図る意見交換会や林産地視察会の実施（R2:和歌山県、R3:栃木県、R4:浜松市、R5:調整中） ● 小学校等への出前授業（新規） ● 木材利用による炭素固定量データの収集・公表（新規） ● 脱炭素社会の実現に向けた取組や緑化フェア連携（新規） 	<p>[R4] 意見交換会</p> <p>[R3] LATTE GRAPHIC</p>
地方創生に 向けた連携	<ul style="list-style-type: none"> ● 行政部会の運営（R2～） ● 東京都主催の木材製品展示商談会「WOODコレクション（モクコレ）2023」に出展（R4） ● 木をきっかけに地方創生に繋げる市民ツアーを実施（R2・R4：小田原市、R5：小田原市等） ● 公共空間の利活用や商業施設と連携した木材利用促進イベント「優しい木のひろば」等を実施（R元・3・4：川崎駅周辺、R3・4：新百合ヶ丘駅周辺 R5：川崎駅周辺等） 	<p>[R4] 優しい木のひろば</p> <p>[R4] 小田原ツアー</p>

SDGsの達成・脱炭素社会の実現に寄与

「川崎市公共建築物等における木材の利用促進に関する方針」の改正（案）の策定に関するパブリックコメント結果と主な変更について

1 概要

この度、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に改正され、木材利用促進の対象が民間建築物を含めた建築物一般に拡大されたことを受け、「川崎市公共建築物等における木材の利用促進に関する方針」の改正（案）について、市民の皆様からの幅広い意見を募集いたしました。

その結果、5通（意見件数13件）の御意見をいただきましたので、御意見の内容とそれに対する市の考え方を次のとおり公表いたします。

2 意見募集の概要

題名	「川崎市公共建築物等における木材の利用促進に関する方針」の改正（案）の策定について
意見の募集期間	令和5年2月10日（金）から令和5年3月15日（水）まで
意見の提出方法	電子メール、FAX、郵送、持参
意見の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市政だより（令和5年3月1日号） ・ 市ホームページ ・ 資料の閲覧（かわさき情報プラザ、各区役所市政資料コーナー、支所・出張所、図書館（本館・分館）、市民館（本館・分館）、まちづくり局企画課）
結果の公表方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市ホームページ ・ 資料の閲覧（かわさき情報プラザ、各区役所市政資料コーナー、支所・出張所、図書館（本館・分館）、市民館（本館・分館）、まちづくり局企画課）

3 結果の概要

意見提出数（意見件数）		5通（13件）
内 訳	郵 送	0通（0件）
	持 参	0通（0件）
	F A X	0通（0件）
	電子メール	5通（13件）

4 案に関するパブリックコメントの実施結果

(1) 実施結果

- ① 実施期間：令和5年2月10日（金）～令和5年3月15日（水）【34日間】
- ② 意見総数：5通 13件
- ③ 意見の対応区分

項目	A	B	C	D	E	計
1 民間建築物の基本的事項に関すること			1			1
2 木材利用のPR及び普及推進に関すること	1	1	5	2		9
3 使用する木材に関すること				3		3
合計	1	1	6	5	0	13

【対応区分】A：意見を踏まえ、反映したもの B：意見の趣旨が案に沿ったもの
C：今後の参考とするもの D：質問・要望で、案の内容を説明するもの E：その他

(2) 主な意見と本市の対応

① 主な意見

木育等の普及啓発や建築物の木造木質化の推進に関する御意見が寄せられました。

② 本市の対応

いただいた御意見を参考に、木材利用の普及の推進について一部修正を行うとともに、所要の整備を行った上で、方針を改正し、木材利用の促進に取り組んでまいります。

1 民間建築物の基本的事項に関すること（1件）

No	主な意見(要旨)	市の考え方	対応区分
1	民間建築物における基本的事項に関しては、木材利用に関する情報提供や普及啓発等に加え、事業主及び設計施工関係者に対して県産木材及び地域連携材、国産材の利用促進を幅広く呼びかけ、適切な理解と協力を得る旨を示して欲しい。	本市では、地球温暖化対策や国土保全、市民への快適な生活空間の提供等を目的として、公共建築物等を対象に平成26年に現方針を策定しました。以降、公共建築物のみならず、民間建築物に対しても木材利用促進の取組を実施してまいりました。 今後におきましても、事業者や消費者への普及啓発等の一環として、積極的な木材利用を呼びかけてまいります。	C

2 木材利用のPR及び普及推進に関すること（9件）

No	主な意見(要旨)	市の考え方	対応区分
2	<p><u>公共建築物を対象とした情報収集や情報提供が記載されているが、木材を利用している民間建築物に関する情報収集と情報提供を実施して欲しい。</u></p>	<p><u>本案では、木材利用のPR及び普及の推進のため、市は公共建築物等における木材利用の具体的事例や木材に関する情報の収集とその提供を行うことを記載しておりますが、木材の持つ価値や魅力を伝えるには民間建築物における事例も重要となりますので、頂いた御意見を踏まえ、改正案に反映いたします。</u></p>	A
3	<p>木材利用推進に不可欠な事業主・建築関係者・木材産業関係者・利用者の理解と協力を醸成するために、優れた木材利用建築物や功労者への表彰制度や人材育成支援策を記載して欲しい。</p>	<p>本市では、川崎市における国産木材利用の促進を図ることを目的に、木材に関わる様々な事業者や団体が参画するプラットフォームである「川崎市木材利用促進フォーラム」を設置しております。フォーラムには各分野の専門家にもご参画いただいていることから、そうした方々との連携等により、木材利用の事例の周知や技術力向上のための研修などを行うことで関係者の理解を深めてまいります。</p>	C
4	<p>本方針の施行にあたっては、方針の十分な周知と普及の取組とともに、建築物での木材利用促進に向けた指針やガイドライン等の制定も願う。</p>	<p>本案については、方針改正後、事業者等が多く参加する「川崎市木材利用促進フォーラム」などを通じて、周知してまいります。</p> <p>本案のほか、木材の利用促進に向けた指針やガイドライン等の制定の予定は現時点においてございませんが、市民や事業者に対して、木材の利用に関する情報提供を行い、木材利用促進につなげてまいります。</p>	D

5	<p>「優しい木のひろば」のような大きな普及啓発イベントを市内各区・地域で年に1回は開催して欲しい。</p> <p>普及啓発事業や調査事業にも、もっと森林環境譲与税を活用して、消費地としての川崎市を全国区にして欲しい。</p>	<p>本市では、木材利用の普及啓発の一環として、川崎市木材利用促進フォーラム会員等の協力を得て、新百合ヶ丘駅周辺等で、木工ワークショップなど木材の良さを体感できるイベントを開催しております。</p> <p>今後につきましても、森林環境譲与税等を活用し、林産地の自治体等と連携して、木材利用の意義や木の良さを伝える普及啓発に取り組んでまいります。</p>	B
6	<p>一般家庭や幼保小中学校や地域子育て支援センター他、広く配布できて市民が親しみやすい木育冊子が欲しい。足を運べたり、買物ができたりする、川崎市らしいものが良い。</p>	<p>木育を目的とした冊子等については、川崎市木材利用促進フォーラムの会員が作成しているものも多くあることから、それらを広く活用する方法について、今後検討してまいります。</p>	C
7	<p>木育について赤ちゃんから大人まで遊んで体感しながら学べ、市民ボランティア等とふれあいを通して深めることができる「いつでも訪れることができる場」が川崎市にも必要。家庭での子育て支援、保護者の精神衛生支援の施設が今後必要になってくるので、先進的な取り組みとして評価され子ども達の定住化にも寄与すると考える。</p>	<p>本市の木材利用を促進する上で、木材を見て、触れることを通じて、木の良さや、その利用意義を学ぶ機会を創出することは重要であることから、子どもたちをはじめ、市民がいつでも木に触れることができる場の設置について、今後検討してまいります。</p>	C
8	<p>情報提供・普及啓発のみならず補助金制度の拡充など実効性のある施策を望む。「川崎市木材利用促進フォーラム」を設置して市内での木材利用促進をうたう以上、一定規模以上の非住宅建物などであれば、利用の的確さや先進性に対する事前の審査を経て補助受託できるような制度があってよい。</p>	<p>本市では多くの方が使用する施設の木質化を支援する「川崎市木材利用促進事業補助制度」を推進しております。本制度では木材利用に関するPR性、木材の視認性、事業継続性などの視点から審査し、補助事業者を選定することとしています。</p> <p>今後につきましても、木材利用の促進に寄与する取組について、積極的に支援してまいります。</p>	D

9	川崎市らしさとして、木材利用により脱炭素への貢献がわかる指標があれば、利用促進への期待や目標になる。	木材利用が脱炭素社会の実現に貢献することを周知するため、林野庁が公表した「建築物に利用した木材に係る炭素固定量の表示に関するガイドライン」等に基づき計算された、建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量などの収集、公表等について、今後検討してまいります。	C
10	脱炭素社会の実現に向けた取組の積極的な推進が必要であることから、市は木材の利用が定量的に CO ₂ 排出削減となることを分かり易く表記することを推奨すると追記することを提案する。		

3 使用する木材に関すること（3件）

No	主な意見(要旨)	市の考え方	対応区分
11	用語の定義において、県産木材も定義すべき。また、川崎市木材利用促進フォーラムにおいて行政部会があることから「連携地域材」も定義すべきと考える。	<u>本市においては、利用促進する木材について、国産木材の産地を限定しないことでより多くの利用機会の創出を図っております。</u>	D
12	<u>公共建築物等の整備に当たっては国産木材の使用に努めることが記されているが、可能な限り県産木材及び連携地域材の利用に努める旨を示してほしい。</u> また、民間建築物の基本的事項や市以外の者が整備する公共的建築物への誘導、木材利用のPR及び普及の推進においても同様の内容を示して欲しい。	<u>今後につきましても、多様な林産地と連携することで、木材に関する情報提供等に努めてまいります。</u>	
13	公共建築物等における配慮すべき事項のみ記載されているが、民間建築物に対しては、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律に規定する合法伐採木材の利用を推進することも必要と考える。	木材利用イベントでのアンケート等より、木材利用の意義がまだ浸透していないと考えられることから、現段階においては、木を「伐って、使って、植えて、育てる」の循環利用の重要性を啓発する段階と捉えており、当面はその普及啓発を行ってまいります。	D

5 案からの変更点

※下線は変更箇所

変更内容【変更後】	変更内容【変更前】
<p>(木材利用のPR及び普及の推進)</p> <p>第6 市は、<u>建築物等</u>において木材を利用している具体的な事例や木材に関する情報を収集し、市民にその情報を提供するとともに、自らが公共建築物等を整備する際に、市民が木材の持つ価値や魅力及び木材利用の意義を知ることができるよう、市民の目に触れる機会が多いと考えられる部分により多くの木材を使用することなどを通じ、木材のPR及び普及に努める。</p>	<p>(木材利用のPR及び普及の推進)</p> <p>第6 市は、<u>公共建築物等</u>において木材を利用している具体的な事例や木材に関する情報を収集し、市民にその情報を提供するとともに、自らが公共建築物等を整備する際に、市民が木材の持つ価値や魅力及び木材利用の意義を知ることができるよう、市民の目に触れる機会が多いと考えられる部分により多くの木材を使用することなどを通じ、木材のPR及び普及に努める。</p>

その他、条ずれ等の所要の整備を行っています。

川崎市建築物等における木材の利用促進に関する方針

川崎市

目次

第1	趣旨	1
第2	用語の定義	1
第3	市内の建築物等における木材利用促進のための施策に関する基本的事項	1
第4	市が整備する公共建築物等における木材利用の目標	2
第5	市以外の者が整備する公共的建築物への誘導	3
第6	木材利用のPR及び普及の推進	3
第7	公共建築物等における木材の利用の促進に関し配慮すべき事項	3

別表

(趣旨)

第1 木材は、断熱性、調湿性等に優れているほか、長期間にわたって炭素を貯蔵できる資材であるとともに、再生可能な資源であり、エネルギー源として燃焼しても大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えないなどの特性を有している。

このような特性を持つ木材の利用を促進することは、健康で温もりのある快適な生活空間や循環型社会の形成、地球温暖化防止、国土の保全、水源のかん養、森林再生等に貢献するものである。また、子どもたちをはじめ、多くの市民が木材を見て、触れることを通じて、木の良さやその利用の意義を学ぶ機会の創出にも繋がる。

これらを踏まえ、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）」第12条第1項の規定に基づき、神奈川県が定めた「神奈川県建築物等における木材利用促進に関する指針（平成17年4月1日策定。）」に即して、市内の公共建築物の整備において木材の利用の促進を図るため、法第12条第2項に掲げる事項をこの方針に定める。

(用語の定義)

第2 この方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共的建築物 公共の用に供する、又は、公益上必要とされるなど、広く市民の利用に供される建築物をいう。
- (2) 公共工作物 公共の用に供し、広く市民の利用に供される工作物をいう。
- (3) 公共建築物等 公共的建築物及び公共工作物の総称をいう。
- (4) 木造化 建築物の構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組み等に木材を利用することをいう。
- (5) 木質化 建築物の内装又は外装における木材利用及び備品等における木材利用をいう。
- (6) 国産木材 国内で生産された木材をいう。

(市内の建築物等における木材利用促進のための施策に関する基本的事項)

第3 建築物等における木材利用促進のための施策に関する基本的事項は、次の通りとする。

(1) 公共建築物等における基本的事項

- ア 木材利用を促進すべき公共建築物等は別表1の通りとする。

イ 木材の利用の促進のための施策の具体的方向性

(ア) 公共建築物等の整備に当たっては、積極的に木材を利用し、国産木材の使用に努める。

(イ) 公共的建築物において使用される備品（机、いす、書棚等）及び消耗品（文房具等）については、木材を使用したものの利用の促進を図る。

ウ 木材利用を促進すべき公共的建築物の範囲

公共的建築物の整備に当たっては、建築基準法や消防法その他の法令、施設の設置基準等により木材の利用が適当でないと認められる施設もしくは施設の部分、及び、用途、安全性、維持管理等を考慮して木材の利用が困難と認められる施設もしくは施設の部分を除き、積極的に木材利用を図る。

(2) 民間建築物における基本的事項

市は、民間建築物における木材の利用が促進されるよう、木材利用に関する情報提供や普及啓発等に取り組むものとする。

(市が整備する公共建築物等における木材利用の目標)

第4 市が整備する公共建築物等における木材利用の目標は次の通りとする。

(1) 公共的建築物における木材利用

ア 木造化の推進

第3(1)ウの範囲に該当する公共的建築物については、積極的に木造化を図る。

イ 木質化の推進

第3(1)ウの範囲に該当する公共的建築物については、木造、非木造に関わらず、床や腰壁、下地、造作家具等の内装及び外装において積極的に木質化を図る。

(2) 公共工作物における木材利用

公共工作物においては、関連法令及び施設の設置基準並びに施設の用途、耐久性、保安、維持管理等を考慮した上で、木材利用を図る。

(3) 備品及び消耗品における木材の利用

公共的建築物において使用する備品及び消耗品については、木材を使用したものの利用の促進を図る。なお、川崎市グリーン購入推進方針に定められている品目に該当するものは、その判断の基準を満たす物品等の調達に努めること。

(4) 公共建築物等において使用する木材

公共建築物等の整備等においては、積極的に国産木材を使用する。

(5) 公共的建築物において利用する木材の使用量

公共的建築物の新築又は改築の際には、法令の基準や安全性、維持管理等を考慮の上、別表2に定める量の木材の使用に努める。

(市以外の者が整備する公共的建築物への誘導)

第5 市は、市以外の者が整備する公共的建築物についても、この方針の趣旨を踏まえ、その整備主体に木材の使用を働きかけ、木材の利用を促進するための誘導に努める。特に、市関連公社等や施設整備に当たり市が補助金等を交付する整備主体に対しては、第3(1)ウの範囲に該当する公共的建築物を新築又は改築する際に、第4に定める目標に準拠し木材の利用に努めるよう、積極的に誘導する。

(木材利用のPR及び普及の推進)

第6 市は、建築物等において木材を利用している具体的な事例や木材に関する情報を収集し、市民にその情報を提供するとともに、自らが公共建築物等を整備する際に、市民が木材の持つ価値や魅力及び木材利用の意義を知ることができるよう、市民の目に触れる機会が多いと考えられる部分により多くの木材を使用することなどを通じ、木材のPR及び普及に努める。

(公共建築物等における木材の利用の促進に関し配慮すべき事項)

第7 公共建築物等において木材を利用するに当たっては、次の点に配慮するものとする。

- (1) 公共建築物等における木材の利用の促進に当たっては、国産木材の使用に努めつつも、世界貿易機関(WTO)政府調達協定その他の国際約束との整合性に十分配慮し、国際貿易に対する不必要な障害とならないように留意する。
- (2) 公共建築物等の整備主体は、部材の点検・補修・交換が容易な構造とする等の設計上の工夫により維持管理コストの低減を図る。また、整備に当たっては、建設、維持管理、解体、廃棄等に掛かるライフサイクルコストについて十分検討するとともに、利用者のニーズや木材の利用による付加価値等も考慮しこれらを総合的に判断した上で、木材の利用に努める。

附 則

この方針は平成26年10月24日から適用する。

附 則

この方針は令和5年4月18日から適用する。

木材利用を促進すべき公共建築物等

第3(1)アの木材利用を促進すべき公共建築物等については、次の通りとする。

公共・公益上必要な建築物等であって、広く市民の利用に供される施設

種別	具体例
学校	小学校、中学校、高等学校等
社会福祉施設等	老人福祉施設、障害者福祉施設、児童福祉施設、保育所・幼稚園等
保健・衛生施設	病院、診療所、地域みまもり支援センター等
運動施設	体育館等
社会教育施設	図書館、美術館、公民館等
住宅施設	市営住宅等
庁舎	庁舎等
公共工作物	公園等の公共土木工事における工作物
その他	その他上記以外の公共的建築物

公共的建築物において利用する木材の使用量の目標

第4(5)の市が整備する公共的建築物の新築又は改築の際の木材使用量については、次の通りとする。

＜公共的建築物の新築又は改築の際の単位面積当たりの木材使用量＞

(m^3/m^2)

用 途	目標値
【学校（小学校、中学校）等】 温かみと潤いのある子どもたちの学習生活環境づくりに向け、積極的に木材利用を図る施設	0.01
【社会福祉施設（老人福祉施設、保育所）等】 高齢者や乳幼児等への健康で温かみのある快適な空間の提供が望まれる施設	0.008
【庁舎】 広く市民の利用に供し、市民への普及効果が高い施設	
上記以外の公共的建築物	0.005

※市関連公社等や施設整備に当たり市が補助金等を交付する整備主体に対しては、本目標に準拠し木材の利用に努めるよう、誘導する。

新旧対照表

改正後	改正前
<p>川崎市<u>建築物等</u>における木材の利用促進に関する方針</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1 木材は、断熱性、調湿性等に優れているほか、<u>長期間</u>にわたって炭素を貯蔵できる資材であるとともに、再生可能な資源であり、エネルギー源として燃焼しても大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えないなどの特性を有している。</p> <p>このような特性を持つ木材の利用を促進することは、健康で温もりのある快適な生活空間や循環型社会の形成、地球温暖化防止、国土の保全、水源のかん養、森林再生等に貢献するものである。また、子どもたちをはじめ、多くの市民が木材を見て、触れることを通じて、木の良さやその利用の意義を学ぶ機会の創出にも繋がる。</p> <p>これらを踏まえ、「<u>脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律</u>（平成22年法律第36号。以下「法」という。）」第12条第1項の規定に基づき、神奈川県が定めた「<u>神奈川県建築物等における木材利用促進に関する方針</u>（平成17年4月1日策定。）」に即して、市内の<u>建築物等</u>の整備において木材の利用の促進を図るため、法第12条第2項に掲げる事項をこの方針に定める。</p> <p>(略)</p>	<p>川崎市<u>公共建築物等</u>における木材の利用促進に関する方針</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1 木材は、断熱性、調湿性等に優れているほか、<u>長時間</u>にわたって炭素を貯蔵できる資材であるとともに、再生可能な資源であり、エネルギー源として燃焼しても大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えないなどの特性を有している。</p> <p>このような特性を持つ木材の利用を促進することは、健康で温もりのある快適な生活空間や循環型社会の形成、地球温暖化防止、国土の保全、水源のかん養、森林再生等に貢献するものである。また、子どもたちをはじめ、多くの市民が木材を見て、触れることを通じて、木の良さやその利用の意義を学ぶ機会の創出にも繋がる。</p> <p>これらを踏まえ、「<u>公共建築物等における木材利用の促進に関する法律</u>（平成22年法律第36号。以下「法」という。）」第9条第1項の規定に基づき、神奈川県が定めた「<u>公共施設の木造・木質化等に関する指針</u>（平成17年4月1日策定。）」に即して、市内の<u>公共建築物</u>の整備において木材の利用の促進を図るため、法第9条第2項に掲げる事項をこの方針に定める。</p> <p>(略)</p>

<p>(市内の<u>建築物等</u>における木材利用促進のための施策に関する基本的事項)</p> <p>第3 <u>建築物等</u>における木材利用促進のための施策に関する基本的事項は次の通りとする。</p> <p><u>(1) 公共建築物等における基本的事項</u></p> <p><u>ア</u> 木材利用を促進すべき公共建築物等は別表1の通りとする。</p> <p><u>イ</u> 木材の利用の促進のための施策の具体的方向性</p> <p><u>(ア)</u> 公共建築物等の整備に当たっては、積極的に木材を利用し、国産木材の使用に努める。</p> <p><u>(イ)</u> 公共的建築物において使用される備品(机、いす、書棚等)及び消耗品(文房具等)については、木材を使用したものの利用の促進を図る。</p> <p><u>ウ</u> 木材利用を促進すべき公共的建築物の範囲</p> <p>公共的建築物の整備に当たっては、建築基準法や消防法その他の法令、施設の設置基準等により木材の利用が適当でないと認められる施設もしくは施設の部分、及び、用途、安全性、維持管理等を考慮して木材の利用が困難と認められる施設もしくは施設の部分を除き、積極的に木材利用を図る。</p> <p><u>(2) 民間建築物における基本的事項</u></p> <p><u>市は、民間建築物における木材の利用が促進されるよう、木材利用に関する情報提供や普及啓発等に取り組むものとする。</u></p> <p>(市が整備する公共建築物等における木材利用の目標)</p>	<p>(市内の<u>公共建築物等</u>における木材利用促進のための施策に関する基本的事項)</p> <p>第3 <u>公共建築物等</u>における木材利用促進のための施策に関する基本的事項は次の通りとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(1)</u> 木材利用を促進すべき公共建築物等は別表1の通りとする。</p> <p><u>(2)</u> 木材の利用の促進のための施策の具体的方向性</p> <p><u>ア</u> 公共建築物等の整備に当たっては、積極的に木材を利用し、国産木材の使用に努める。</p> <p><u>イ</u> 公共的建築物において使用される備品(机、いす、書棚等)及び消耗品(文房具等)については、木材を使用したものの利用の促進を図る。</p> <p><u>(3)</u> 木材利用を促進すべき公共的建築物の範囲</p> <p>公共的建築物の整備に当たっては、建築基準法や消防法その他の法令、施設の設置基準等により木材の利用が適当でないと認められる施設もしくは施設の部分、及び、用途、安全性、維持管理等を考慮して木材の利用が困難と認められる施設もしくは施設の部分を除き、積極的に木材利用を図る。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(市が整備する公共建築物等における木材利用の目標)</p>
---	--

<p>第4 市が整備する公共建築物等における木材利用の目標は次の通りとする。</p> <p>(1) 公共的建築物における木材利用</p> <p>ア 木造化の推進</p> <p>第3 <u>(1)ウ</u>の範囲に該当する公共的建築物については、積極的に木造化を図る。</p> <p>イ 木質化の推進</p> <p>第3 <u>(1)ウ</u>の範囲に該当する公共的建築物については、木造、非木造に関わらず、床や腰壁、下地、造作家具等の内装及び外装において積極的に木質化を図る。</p> <p>(略)</p> <p>(市以外の者が整備する公共的建築物への誘導)</p> <p>第5 市は、市以外の者が整備する公共的建築物についても、この方針の趣旨を踏まえ、その整備主体に木材の使用を働きかけ、木材の利用を促進するための誘導に努める。特に、市関連公社等や施設整備に当たり市が補助金等を交付する整備主体に対しては、第3 <u>(1)ウ</u>の範囲に該当する公共的建築物を新築又は改築する際に、第4に定める目標に準拠し木材の利用に努めるよう、積極的に誘導する。</p> <p>(木材利用のPR及び普及の推進)</p> <p>第6 市は、<u>建築物等</u>において木材を利用している具体的な事例や木材に関する情報を収集し、市民にその情報を提供するとともに、自らが公共建築物等を整備する際に、市民が木材の持つ価値や魅力及び木材利用の意義を知ることができるよう、市民の目</p>	<p>第4 市が整備する公共建築物等における木材利用の目標は次の通りとする。</p> <p>(1) 公共的建築物における木材利用</p> <p>ア 木造化の推進</p> <p>第3 <u>(3)</u>の範囲に該当する公共的建築物については、積極的に木造化を図る。</p> <p>イ 木質化の推進</p> <p>第3 <u>(3)</u>の範囲に該当する公共的建築物については、木造、非木造に関わらず、床や腰壁、下地、造作家具等の内装及び外装において積極的に木質化を図る。</p> <p>(略)</p> <p>(市以外の者が整備する公共的建築物への誘導)</p> <p>第5 市は、市以外の者が整備する公共的建築物についても、この方針の趣旨を踏まえ、その整備主体に木材の使用を働きかけ、木材の利用を促進するための誘導に努める。特に、市関連公社等や施設整備に当たり市が補助金等を交付する整備主体に対しては、第3 <u>(3)</u>の範囲に該当する公共的建築物を新築又は改築する際に、第4に定める目標に準拠し木材の利用に努めるよう、積極的に誘導する。</p> <p>(木材利用のPR及び普及の推進)</p> <p>第6 市は、<u>公共建築物等</u>において木材を利用している具体的な事例や木材に関する情報を収集し、市民にその情報を提供するとともに、自らが公共建築物等を整備する際に、市民が木材の持つ価値や魅力及び木材利用の意義を知ることができるよう、市</p>
---	---

に触れる機会が多いと考えられる部分により多くの木材を使用することなどを通じ、木材のPR及び普及に努める。

(略)

(削除)

附 則

本方針は平成 26 年 10 月 24 日から適用する。

附 則

本方針は令和 5 年 4 月 18 日から適用する。

別表 1

木材利用を促進すべき公共建築物等

第3 (1) の木材利用を促進すべき公共建築物等については、次の通りとする。

公共・公益上必要な建築物等であって、広く市民の利用に供される施設

種別	具体例
学校	小学校、中学校、高等学校等
社会福祉施設等	老人福祉施設、障害者福祉施設、児童福祉施設、保育所・幼稚園等
保健・衛生施設	病院、診療所、 <u>地域みまもり支援センター</u> 等
運動施設	体育館等
社会教育施設	図書館、美術館、公民館等
住宅施設	市営住宅等
庁舎	庁舎等
公共工作物	公園等の公共土木工事における工作物
その他	その他上記以外の公共的建築物

(略)

民の目に触れる機会が多いと考えられる部分により多くの木材を使用することなどを通じ、木材のPR及び普及に努める。

(略)

第8 本方針は、平成 26 年 10 月 24 日から適用する。

(新設)

別表 1

木材利用を促進すべき公共建築物等

第3 (1) の木材利用を促進すべき公共建築物等については、次の通りとする。

公共・公益上必要な建築物等であって、広く市民の利用に供される施設

種別	具体例
学校	小学校、中学校、高等学校等
社会福祉施設等	老人福祉施設、障害者福祉施設、児童福祉施設、保育所・幼稚園等
保健・衛生施設	病院、診療所、 <u>保健福祉センター</u> 等
運動施設	体育館等
社会教育施設	図書館、美術館、公民館等
住宅施設	市営住宅等
庁舎	庁舎等
公共工作物	公園等の公共土木工事における工作物
その他	その他上記以外の公共的建築物

(略)